

松江市農業委員会農地形状変更指導要綱

令和6年5月28日

松江市農業委員会告示第6号

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の規定による転用許可等が不要とされる農地の形状変更の指導に関し必要な事項を定め、もって市内における優良農地を確保するとともに、周辺農地に支障をきたさないよう必要かつ適切な措置を講じることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 形状変更 農地（法第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）を耕土若しくは土砂による盛土又は切土を行い農地の形状を変更することをいう。
- (2) 耕土 耕作に適する土で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物及び特別管理廃棄物をいう。）が混入していないものをいう。
- (3) 土砂 農地の下層部分の盛土に供するもので、前号に掲げる廃棄物が混入していないものをいう。
- (4) 耕作者 形状変更を行う農地について、所有権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者で、耕作の事業に従事するものをいう。
- (5) 届出者 形状変更に係る農地の所有者又は耕作者をいう。

(遵守事項)

第3条 形状変更は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的が耕作のためであり、形状変更後において耕作の用に供すること。
- (2) 形状変更に係る表土は、耕土を用い、耕作に適する厚さを確保すること。
- (3) 形状変更に伴い周辺農地の営農に支障が生じないように用排水の確保その他適切な措置を取ること。
- (4) 隣接農地の所有者及び耕作者の同意を得ること。
- (5) 工事期間は、1年以内とすること。
- (6) 当該農地が土地改良区の区域内にあるときは、当該土地改良区の同意を得ること。
- (7) 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「改良法」という。）による土地改良事業により整備された農地を形状変更する場合は、形状変更に伴い周辺農地の集積集約に支障が生じないように周辺農地の耕作者への説明その他適切な措置を取ること。

(適用範囲)

第4条 この要綱は、第1条に規定する農地の形状変更に関して適用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- (1) 改良法に基づく土地改良事業
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。ただし、当該行為後は原状回復することを原則とする。
- (3) 農業委員会会長が適用除外と認めた行為

(届出者の責務)

第5条 届出者は、当該工事の施工に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たるよう努めるものとする。

(形状変更の届出)

第6条 形状変更に係る工事をしようとする届出者は、工事着手までに農地の形状変更届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)に次に掲げる書類を添えて農業委員会に提出しなければならない。工事着手後に計画変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 農地位置図
- (2) 申請土地の登記事項証明書の写し
- (3) 公図の写し
- (4) 整地・造成計画図
- (5) 同意書(土地所有者・隣地所有者・隣地耕作者)(様式第2号)
- (6) 工事の着工前の写真
- (7) 土地改良区の同意書
- (8) 委任状(様式第3号)
- (9) 地区担当農業委員の現地確認報告書(様式第4号)
- (10) 本人確認書類の写し

2 前項の規定にかかわらず、農業委員会会長がやむを得ない事由があると認めるときは、前項に掲げる書類の一部の提出を免除することができる。

(届出の受理又は不受理)

第7条 農業委員会は、前条により提出された書類について、届出内容が第3条に規定する事項に適合するものであることを審査し、届出書を受理した場合は、届出者に対し農地の形状変更受理書(様式第5号。以下「受理書」という。)を交付し、届出内容が第3条に規定する事項に適合しない場合は、その理由を明記した農地の形状変更不受理書(様式第6号。以下「不受理書」という。)を交付するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定により受理書又は不受理書を交付したときは、農業委員会総会で報告するものとする。

(工事の着手)

第8条 届出者は、受理書の交付を受けた後でなければ、形状変更工事に着手してはならない。

(工事の施工)

第9条 届出者は、形状変更工事を施工するに当たっては、届出書及び受理書の内容を遵守しなければならない。

2 形状変更工事は、受理書の発行日から1年以内に完成させるものとし、やむを得ない事情により1年を超える場合は、届出者は農地の形状変更期間延長届出書(様式第7号)を農業委員会に提出しなければならない。

(工事の完了)

第10条 届出者は、工事が完了したときは、農地の形状変更完了報告書(様式第8号)を農業委員会に提出し、確認を受けなければならない。

(農地の利用)

第11条 届出者は、工事が完了した後の農地については、届出書に記載した内容に従って利用するとともに、適正に管理しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、農地形状変更に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。